

国税庁ホームページを利用した申告書等の作成手順

税額などが**自動計算**される上、提出のために税務署に行く必要がありません！

「特定口座年間取引報告書」等から譲渡の対価の額や利子等・配当等の額などを入力します（5～9ページ参照）。

源泉徴収票等から給与の支払金額や公的年金等の支払金額などを入力します（10～11ページ参照）。

e-Taxでデータ送信 又は 印刷して税務署に郵送等で提出します。

申告書等の提出は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォン（又はICカードリーダー）を用意すれば、「**e-Tax**（電子申告）」を利用して行うことができます。

また、事前に税務署で手続きいただければ、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォン（又はICカードリーダー）をお持ちでない方でも、**e-Tax**により提出することができます。

なお、印刷※して郵送等により提出することもできます。

※ プリンタをお持ちでなくても、コンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）を利用すれば、印刷できます。

◆◆◆ 国税庁ホームページを利用した申告書等の作成はこちらから ◆◆◆

国税庁ホームページトップ



ご利用ガイド

「**ご利用ガイド**」では、【作成の流れ】、【入力例】、【ご利用になれない方】などを確認できます。

【入力例】

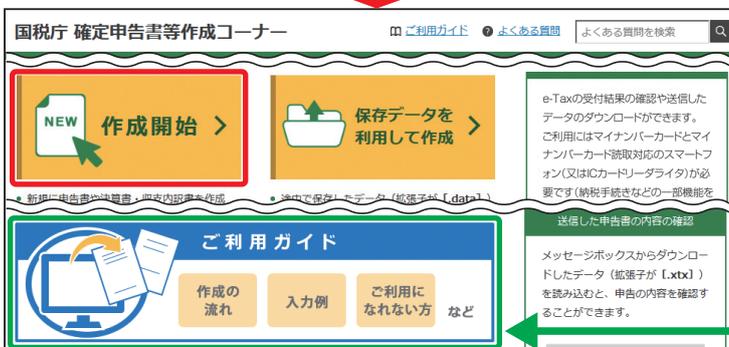
この冊子の【事例2】から【事例6】などについて国税庁ホームページを利用して申告書等を作成する場合の具体的な入力例を掲載しています。

【ご利用になれない方】

株式等に係る譲渡所得等がある方で、相続財産を譲渡した場合の相続税額の取得費加算の特例（措法39条）の適用を受ける場合、保証債務の特例（所法64条②）の適用を受ける場合など、国税庁ホームページを利用して申告書等を作成することができない方について掲載しています。

詳しくは、「**ご利用ガイド**」でご確認ください。

国税庁ホームページトップの「分業別メニュー」>「申告手続」の「**確定申告書等作成コーナー**」をクリックします。



「**作成開始**」をクリックします。

税務署への提出方法の選択などの画面に順次進みますので、画面の案内に沿って操作し、**作成する申告書等の選択**画面へ進みます。

次のページの**1**へ

※ お使いのパソコン等の環境などにより、国税庁ホームページを利用して申告書等を作成することができない場合があります。
※ このページから11ページに掲載の国税庁ホームページの画面は、ご利用になる際の画面と異なる場合があります。